

社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン実施要綱

1. 目的 ①ひとりぐらしや虚弱な高齢者等が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る。
②地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。
2. 利用対象者 自治会内に住む、高齢者等、閉じこもりがちな人などを対象に、実施することができるものとする。
3. 実施日 実施日・頻度については、実施主体ごとに設定する。
ただし、最低、年4回は実施するものとする。
4. 実施会場 自治会の公民館等、参加者が歩いていける場所を会場とする。
5. 実施主体 実施主体は自治会とする。
なお、実施にあたっては、自治会員より募ったボランティア等により運営する。
6. 利用者数 基本は10人～15人程度し、具体的な利用者数については、実施主体の判断とする。
7. 助成金 実施にあたり播磨町社会福祉協議会より、事業計画に基づき、別表1により運営費を助成する。また、初年度に限り、事業開始のための経費を、別表1により助成する。
8. 利用料の徴収 本事業を継続して実施するために、実施主体の判断により参加者から利用料（会費）を徴収することができる。
ただし、徴収する場合は、誰もが気軽に参加できるよう配慮し、利用料を設定する。
9. 書類の提出 事業を実施する自治会は、別紙により助成金申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）および予算書（様式第3号）を添えて、終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式第5号）及び決算書（様式第6号）を、播磨町社会福祉協議会会長に提出する。
10. 実施の期間 本事業の実施期間は、4月1日より翌年の3月31日とする。

附 則

この要綱は平成13年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月16日より施行する。

別表 1

【1】 運営費助成金

社協助成金 ふれあい・いきいきサロン事業1回につき3,000円を限度とし、年間30,000円まで助成する。

特別助成金① 上記の社協助成金に加算して、ふれあい・いきいきサロン事業1回につき3,000円を限度とし、年間30,000円まで助成する。
なお、助成額は、社協助成金と同額とする。

特別助成金② 前年度の実績に基づき、上記の社協助成金および特別助成金①に加算して、平均参加者数が16名から25名の場合は、ふれあい・いきいきサロン事業1回につき2,000円を限度とし、年間20,000円まで、平均参加者数が26名以上の場合は、ふれあい・いきいきサロン事業1回につき4,000円を限度とし、年間40,000円まで助成する。

【2】 事業開始助成金

社協助成金 初年度に限り、事業開始のための経費として、20,000円を助成する。

特別助成金 上記の社協助成金に加算して、初年度に限り、事業開始のための経費として、30,000円を助成する。
ただし、平成17年3月31日以前に開設したふれあい・いきいきサロンについても適用する。